

特定取引に関する届出書【新契約訂正用】

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5の規定に基づき、以下のとおり届出します。

届出日	令和 年 月 日		
氏名・法人名	【自署】		法人印
住所・所在地			

1 税法上の居住地国について、以下ご記入ください。

居住地国	<input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外 上記居住地国が「日本国以外」の場合、以下ご記入ください。		
居住地国名※1		外国納税者番号※2	
住所・所在地と居住地国が異なる理由※3			

2 法人のお客様の場合、以下ご記入ください。

<input type="checkbox"/> 右記の法人に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記の法人に該当しません。	A. 株式が日本国内外の金融商品取引所に上場している法人 B. 日本国内外の国・地方公共団体・中央銀行、国際機関 C. 上記B. により資本金等の二分の一以上を出資されている法人 D. 人格のない社団・財団 E. 独立行政法人
--	---

 「右記の法人に該当しません。」にチェックされた場合、法人の実質的支配者についてご記入ください。

実質的支配者1		実質的支配者2	
氏名・名称		氏名・名称	
生年月日	(大正昭和平成令和) 年 月 日	生年月日	(大正昭和平成令和) 年 月 日
住所・所在地		住所・所在地	
法人との関係性※4		法人との関係性※4	
外国P E P s	<input type="checkbox"/> 該当する ※別紙の提出必要	外国P E P s	<input type="checkbox"/> 該当する ※別紙の提出必要
居住地国	<input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外	居住地国	<input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> 日本国以外
住所・所在地と居住地国が異なる理由※3		住所・所在地と居住地国が異なる理由※3	
上記居住地国が「日本国以外」の場合、以下ご記入ください。		上記居住地国が「日本国以外」の場合、以下ご記入ください。	
居住地国名※1		居住地国名※1	
外国納税者番号※2		外国納税者番号※2	
契約者の法人番号		契約者の法人番号	

3 特定組合に該当する場合、以下ご記入ください。

取引担当者名		取引担当者住所	
--------	--	---------	--

※1：居住地国を有しない場合、その旨をご記入ください。

※2：法令により納税者番号の提供が禁止されている場合、「法令により提供禁止」とご記入ください。

※3：住所・所在地と居住地国が異なる場合、その事情の詳細をご記入ください。

※4：法人と実質的支配者の関係性は別紙2記載の「A～H」のいずれかに該当する番号をご記入ください。

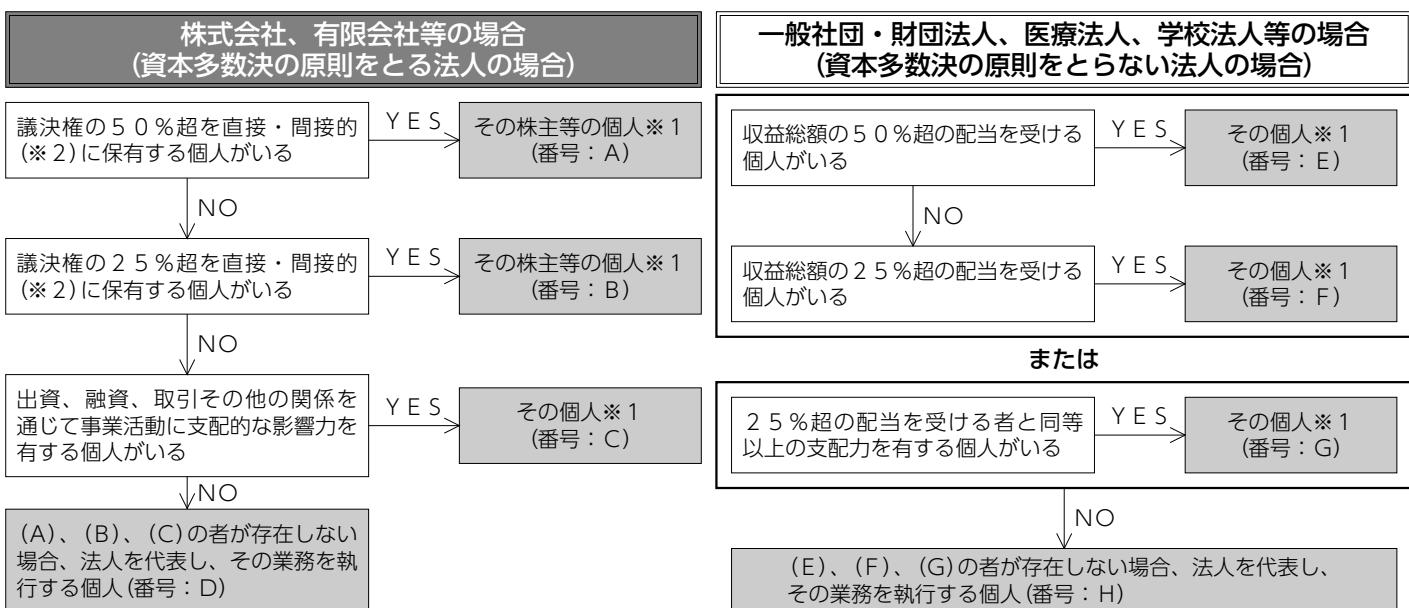
代理店使用欄		申込番号	営業店受付日	本社担当者

■実質的支配者の確認

お客さまが株式会社、有限会社等の場合(資本多数決の原則をとる法人の場合)は、左図に従って、お客さまが一般社団・財団法人、医療法人、学校法人等の場合(資本多数決の原則をとらない法人の場合)は、右図に従って、実質的支配者を判断し、その個人※の方の氏名、住所、生年月日、関係性(資本多数決法人の場合(A)～(D)、資本多数決法人以外の場合は(E)～(H))を記入してください。

また、外国P E P sに該当する場合は、チェック(レ点)してください。

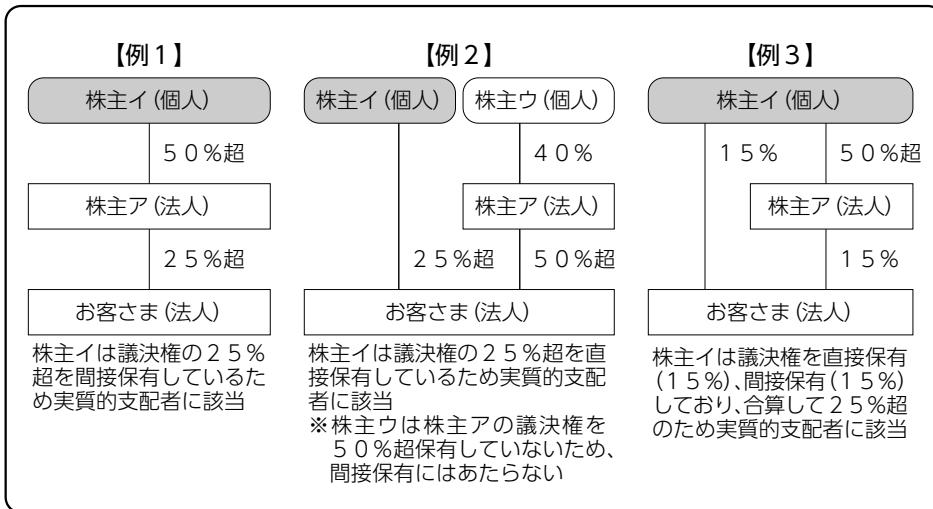
※国、地方公共団体、上場会社等またはその子会社は個人とみなします。国等が実質的支配者の場合は、「氏名・名称」の欄に国等またはその子会社の名称を、「住所・所在地」欄にその本店・主たる事務所の所在地を記入してください。



※1 事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は除く。

(例) 純投資目的で利用していることが明らかな場合、病気等により意思能力を欠いている場合

※2 他の法人の議決権を50%超有している場合は、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。



■外国P E P sの確認

外国P E P sとは、以下1.2に該当する者をいいます。

※外国の重要な公人(Politically Exposed Persons)

1.「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 国家元首
- 日本国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 日本国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 日本国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2.上記1に掲げる者の親族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)